

岡山県知事 殿

住所
発起人代表 氏 名
住 所
発起人 氏 名
(以下発起人全員上にならう。)

水産業協同組合設立認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第63条第1項（同法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、水産業協同組合の設立の認可を申請します。

記

- 1 組合の種類
- 2 組合の名称
- 3 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 事業計画書
 - (3) 設立理由書
 - (4) 設立準備会開催公告の写し
 - (5) 設立準備会議事録の謄本
 - (6) 創立総会開催公告の写し
 - (7) 創立総会議事録の謄本
 - (8) 発起人調書（別記）
 - (9) 定款作成委員調書（別記）
 - (10) 役員調書（別記）
 - (11) 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の設立のときは、前記の書類のほか、設立発起人となること又は設立に同意することについての決議に係る組合の総会議事録の抄本

別記

設立発起人・定款作成委員・役員調書（ 年 月 日現在）

組合名（ ）

役名	氏名	生年月日	性別	現住所	正組合員の資格	職業	備考

(注) 正組合員の資格欄は、組合の地区及び漁業就業日数等を記入すること。

岡山県知事 殿

存続する組合
所在地
名 称
代表理事組合長 氏 名
解散する組合
所在地
名 称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合合併認可申請書（吸収合併）

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第69条第2項（同法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、水産業協同組合の吸収合併の認可を関係書類を添えて申請します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

- (1) 存続する組合の定款
- (2) 存続する組合の事業計画書
- (3) 合併契約書の写し
- (4) 各組合の合併理由書
- (5) 各組合の合併経過報告書
- (6) 合併を決議した各組合の総会の招集通知の写し
- (7) 合併を決議した各組合の総会議事録の謄本
- (8) 各組合の財産目録
- (9) 出資組合にあっては、前記の書類のほか次の書類
 - ア 貸借対照表
 - イ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項による公告及び催告の写し
 - ウ 法第69条第4項において準用する法第54条第2項の規定による手続を経た場合にあっては、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は相当の財産を信託したことを証する書面

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
設立委員 氏 名
(以下設立委員全員上にならう。)

所在地
組合の名称
設立委員 氏 名
(以下設立委員全員上にならう。)

水産業協同組合合併認可申請書（新設合併）

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第69条第2項（同法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、水産業協同組合の新設合併の認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組合の種類
- 2 設立する組合の名称
- 3 添付書類
 - (1) 設立する組合の定款
 - (2) 設立する組合の事業計画書
 - (3) 合併契約書の写し
 - (4) 各組合の合併理由書
 - (5) 各組合の合併経過報告書
 - (6) 合併を決議した各組合の総会の招集通知の写し
 - (7) 合併を決議した各組合の総会議事録の謄本
 - (8) 各組合の財産目録
 - (9) 設立委員を選任した各組合の総会議事録の謄本
 - (10) 設立委員会議事録
 - (11) 設立委員が正組合員であることを証する各組合の監事の証明書
 - (12) 役員調書（様式第1号の別記に準ずる。）
 - (13) 出資組合にあつては、前記のほか次の書類
 - ア 貸借対照表
 - イ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項による公告及び催告の写し
 - ウ 法第69条第4項において準用する法第54条第2項の規定による手続を経た場合にあっては、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は相当の財産を信託したことを証する書類

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合定款変更認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第48条第2項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、定款の変更の認可を関係書類を添えて申請します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

(1) 変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面（別記）

(注) 全文にわたって定款を変更したときは、変更した定款をもって新旧条文を対照した書面部分に代えることができる。

(2) 定款の変更を決議した総会の招集通知の写し

(3) 定款の変更の決議に係る総会議事録の抄本

(4) 出資組合にあっては、定款の変更により出資1口の金額を減少するときは、前記の書類のほか、次の書類

ア 財産目録及び貸借対照表

イ 法第53条第2項の規定による公告及び催告の写し

ウ 法第54条第2項の規定による手続を経た場合にあっては、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は相当の財産を信託したことを証する書面

(5) 漁業及びこれに附帯する事業を営むために定款を変更するときは、前記の書類のほか、法第17条第2項の規定による組合員の3分の2以上の同意を証する書面

別記

変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

様式第5号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合信用事業規程認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の5第1項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組合の種類
- 2 添付書類
 - (1) 信用事業規程
 - (2) 信用事業計画書
 - (3) 定款
 - (4) 信用事業規程の設定を決議した総会の招集通知の写し
 - (5) 信用事業規程の設定の決議に係る総会議事録の抄本

様式第 6 号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合信用事業規程変更（又は廃止）認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の5第3項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更（又は廃止）の認可を関係書類を添えて申請します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

- (1) 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては信用事業規程の新旧条文を対照した書面（別記）
(注) 全文にわたって信用事業規程を変更したときは、変更した信用事業規程をもって新旧条文を対照した書面部分に代えることができる。
- (2) 事業実績及び変更の場合にあっては事業計画書
- (3) 信用事業規程の変更又は廃止を決議した総会の招集通知の写し
- (4) 信用事業規程の変更又は廃止の決議に係る総会議事録の抄本

別記

変更の理由書及び信用事業規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

様式第7号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

同一人に対する信用供与限度額承認申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の14第1項ただし書（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることの承認を関係書類を添えて申請します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

(1) 理由書

(2) 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書類

様式第8号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合資源管理規程認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の3第1項前段（同法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組合の種類
- 2 添付書類
 - (1) 資源管理規程
 - (2) 定款
 - (3) 資源管理規程の設定を決議した総会の招集通知の写し
 - (4) 資源管理規程の設定の決議に係る総会議事録の抄本

様式第9号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合資源管理規程変更認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の3第1項後段（同法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の変更の認可を関係書類を添えて申請します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

- (1) 変更の理由書及び資源管理規程の新旧条文を対照した書面（別記）
(注) 全文にわたって資源管理規程を変更したときは、変更した規程をもって新旧条文を対照した書面部分に代えることができる。
- (2) 資源管理規程の変更を決議した総会の招集通知の写し
- (3) 資源管理規程の変更の決議に係る総会議事録の抄本

別記

変更の理由書及び資源管理規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

様式第10号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合共済規程認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第15条の2第1項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組合の種類
- 2 添付書類
 - (1) 共済規程
 - (2) 共済の事業計画書
 - (3) 定款
 - (4) 共済規程の設定を決議した総会の招集通知の写し
 - (5) 共済規程の設定の決議に係る総会議事録の抄本

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合共済規程変更（又は廃止）認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第15条の2第2項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更（又は廃止）の認可を関係書類を添えて申請します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

- (1) 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては共済規程の新旧条文を対照した書面（別記）
(注) 全文にわたって共済規程を変更したときは、変更した共済規程をもって新旧条文を対照した書面に代えることができる。
- (2) 事業実績及び変更の場合にあっては事業計画書
- (3) 共済規程の変更又は廃止を決議した総会の招集通知の写し
- (4) 共済規程の変更又は廃止の決議に係る総会議事録の抄本

別記

変更の理由書及び共済規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

岡山県知事 殿

組合の名称
氏名（役員個人名）

信用事業を行う水産業協同組合の代表理事等の兼職又は兼業の認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第34条の5第1項ただし書（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、代表理事等の兼職又は兼業に係る認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組合の種類
- 2 認可を申請する者の住所、氏名、組合での役職名

住 所	
氏 名	
組合での役職名	

- 3 兼職又は兼業が必要な期間
年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 理由書（兼職等の状態が必要な期間、兼職等が真にやむを得ない理由、責任ある執行体制確保の方策を含めて記載すること。）
- (2) 履歴書
- (3) 兼職又は兼業後の組合における日常的兼務の処理方法、職制及び申請人の当該組合における勤務形態を記載した書類
- (4) 当該組合と他の組合又は法人との取引その他の関係を記載した書類並びに他の組合又は法人の定款、最終の業務報告書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (5) 現在営んでいる事業（漁業を含む。以下同じ。）を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して1年間における取引及び収支の予測を記載した書類
- (6) 新たに事業を営むため、兼業しようとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後1年間における取引及び収支の予想を記載した書類

様式第13号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合信用事業全部譲渡届出書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第54条の2第7項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部の譲渡を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 譲渡年月日
- 2 譲渡先水産業協同組合の名称
- 3 添付書類
 - (1) 理由書
 - (2) 信用事業の全部の譲渡を決議した総会の招集通知の写し
 - (3) 信用事業の全部の譲渡の決議に係る総会議事録の抄本

様式第14号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合共済事業全部譲渡等届出書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第54条の4第4項（同法第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、共済事業の全部の譲渡（又は共済契約の全部の移転）を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 組合の種類
- 2 譲渡又は移転年月日
- 3 譲渡又は移転先の水産業協同組合の名称
- 4 添付書類
 - (1) 理由書
 - (2) 共済事業の全部の譲渡等を決議した総会の招集通知の写し
 - (3) 共済事業の全部の譲渡等の決議に係る総会議事録の抄本

様式第15号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合解散決議認可申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第68条第2項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）及び第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、水産業協同組合の解散の決議の認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組合の種類
- 2 解散決議の総会の開催年月日
- 3 添付書類
 - (1) 解散理由書
 - (2) 総会議事録の謄本
 - (3) 財産目録及び出資組合にあつては貸借対照表

様式第16号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表清算人 氏 名

水産業協同組合解散届出書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第68条第6項の規定（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）及び第91条第6項（同法第100条において準用する場合を含む。）の規定により、水産業協同組合の解散を届け出ます。

記

- 1 組合の種類
- 2 解散事由
- 3 添付書類
 - (1) 解散時の組合員名簿
 - (2) 財産目録及び出資組合にあっては貸借対照表

岡山県知事 殿

組合の名称
組合員その他の利害関係人
住 所
氏 名

水産業協同組合仮理事の選任（又は総会の招集）請求書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第43条（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、仮理事の選任（又は役員を選挙若しくは選出をするための総会の招集）を関係書類を添えて請求します。

記

- 1 組合の種類
- 2 請求者と組合の関係
- 3 添付書類

請求理由書

岡山県知事 殿

組合の名称
組合員（請求代表者）
住 所
氏 名

水産業協同組合検査（又は決議等の取消し）請求書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第1項（又は第125第1項）の規定により、組合の業務若しくは会計の状況の検査（又は決議等の取消し）を関係書類を添えて請求します。

記

1 組合の種類

2 請求の内容

ア 業務若しくは会計の状況の検査

イ 総会の決議の取消し

ウ 選挙若しくは当選の取消し

（注）該当の項目を○で囲むこと。

3 添付書類

（1） 請求理由書

（2） 請求の日における総組合員数及び請求同意者数を記載した書面

（3） 請求同意者全員の同意書（記名押印したもの）

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合総会報告書

年 月 日、水産業協同組合の総会を開催したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第21条の規定により報告します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

(1) 議事録の謄本

(2) 次の事項を決議したときは、当該事項の関係書類

ア 事業計画の設定又は変更

イ 経費の賦課及び徴収の方法

ウ 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理及び付属明細書

エ 漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産（総トン数20トン以上の船舶を含む。）に関する物権の設定、得喪又は変更

オ 規約の設定、変更及び廃止

様式第20号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合役員選出報告書

組合の役員を選出（選任）したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第22条第1項の規定により、報告します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

- (1) 選挙録の謄本又は選任に係る総会議事録の抄本
- (2) 役員調書（別記）

別記

役員調書（ 年 月 日現在）

組合名（ ）

役名	氏名	生年月日	性別	現住所	職業	就任年月日	備考

(注) 備考欄には、正組合員、准組合員、組合員外の別を記入すること。

様式第21号

第 年 月 日
第 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合代表理事選任報告書

組合の代表理事を選任したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第22条第2項の規定により、報告します。

記

- 1 組合の種類
- 2 添付書類
 - (1) 代表理事選任に係る理事会議事録の抄本
 - (2) 代表理事調書（別記）

別記

代表理事調書（ 年 月 日現在）

組合名（ ）

氏 名	生年月日	性別	職 業	就任年月日	備考

様式第22号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合役員退任等報告書

年 月 日、次のとおり、組合の役員死亡、解任又は退任があったので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第22条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

役 名	氏 名	死亡、解任、退任の別	摘要

様式第23号

第 年 月 日
年 月 日

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合団体協約報告書

年 月 日、団体協約を締結したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第23条第1項の規定により、契約書の写しを添えて報告します。

記

- 1 組合の種類
- 2 団体協約の名称

様式第24号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合団体協約解除報告書

年 月 日に締結した団体協約を解除したので、水産業協同組合法施行細則
(平成10年岡山県規則第31号) 第23条第2項の規定により、報告します。

記

- 1 組合の種類
- 2 団体協約の名称
- 3 解除年月日

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合登記完了報告書

組合の登記を次のとおり完了したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第24条の規定により、登記事項証明書を添えて報告します。

記

- 1 組合の種類
- 2 登記の内容
 - ア 組合の設立の登記
 - イ 組合の合併の登記
 - ウ 主たる事務所の移転の登記
 - エ 組合の解散の登記
 - オ 代表理事の登記

（注）該当の項目を○で囲むこと。

様式第26号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合解散事由発生報告書

組合の解散事由が次のとおり発生したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第25条第1項第1号の規定により、報告します。

記

- 1 組合の種類
- 2 解散事由の内容

様式第27号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合 { 役員の改選
参事又は会計主任の解任
総会(総代会)の招集 } 請求報告書

年 月 日付けで、上記請求があったので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第25条第1項 { 第2号
第3号
第4号 } の規定により、関係書類を添えて、報告します。

記

1 組合の種類

2 添付書類

請求書の写し

様式第28号

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

組合の名称
清算人
住 所
氏 名

水産業協同組合清算の結了報告書

年 月 日、解散した組合の清算を結了したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第25条第1項第5号の規定により、登記事項証明書を添えて報告します。

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長（又は監事）
氏 名

水産業協同組合 { 役員の改選
参事又は会計主任の解任
総会(総代会)の招集 } 請求に対する措置完了報告書

年 月 日付けで報告した組合員からの請求に対して、次のとおり措置したので、水産業協同組合法施行細則（平成10年岡山県規則第31号）第25条第2項の規定により、報告します。

記

- 1 組合の種類
- 2 措置の概要

1 措置の結果	
2 措置の経過	年 月 日

参考様式

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合の解散届出書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第68条第4項の規定により、水産業協同組合の解散を届け出ます。

記

1 組合の種類

2 解散事由

3 添付書類

- （1） 法第68条第1項第1号の事由により解散した場合にあっては、解散を決議した総会議事録の謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書
- （2） その他の場合にあっては、解散の登記に係る登記事項証明書

参考様式

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合の事業を廃止していない旨の届出書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第68条の2第1項の規定により、水産業協同組合の事業を廃止していない旨を届け出ます。

記

- 1 組合の種類
- 2 組合の主たる事務所及び代表理事の氏名及び住所
- 3 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
（代理人はその権限を証明する書面を添付すること。）
- 4 まだ事業を廃止していない旨
- 5 届出の年月日

参考様式

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

組合の名称
代表理事組合長 氏 名

水産業協同組合の継続の届出書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第68条の3第3項の規定により、水産業協同組合の継続を届け出ます。

記

- 1 組合の種類
- 2 添付書類
 - (1) 組合の継続を決議した総会議事録の謄本
 - (2) 継続の登記に係る登記事項証明書